

議長記者会見（第15回）会見録



日時：平成26年6月20日（金）
午後2時30分～3時8分

場所：石川県議会議事堂
議長応接室

会見を行う吉崎議長(右)と米田副議長(左)

1 発表事項（吉崎議長）

それでは、議長の定例記者会見ということで、恒例になっております。吉崎が議長に就任して初めての定例会でしたけれども、米田副議長は半年大先輩でございますので、若葉マークの吉崎も副議長のご指導のもと、定例会を乗り切らせていただきました。

県政の大きな課題ということでもありますけれど、ことしの当初議会は、知事選挙を前にして予算も準通年型ということで政策的な予算が当初議会にはあまり加味されていなかったわけでもありますけれど、谷本知事も6選の当選を受けて、今議会に370億円という近年にない6月定例会での大きな補正予算が提案されました。

我々議会としても、9か月後に迫った新幹線の金沢開業ということで、その経済効果が加賀から能登までしっかりと県民の皆様に届けられるような、四十数年来の懸案事項である金沢開業ということであろうと思っておりますので、そのへんは執行部としっかりと議論を積み重ねてきたと思っております。

それからもう一点はやはり、4月に消費増税があったということで、経済が腰折れするのではないかという声が県民の中小の企業の皆さんから届いていたのですが、そのへんもしっかりと経済対策が打ち込まれていたと思います。それなりに県民の声に応えられるような大型の補正予算、370億円という大きなものでありますけれども、本日可決されたということであり、しっかりと副議長とも相談しながら、今議会を乗り切らせていただいたということでもあります。

○ 桂宮宜仁親王殿下の薨去について

先般、桂宮宜仁親王殿下が薨去なさいました。議会でも弔詞について議決をいただきまして、先般、6月17日に東京へ弔詞を届けてまいりました。私自身も初めて皇室の喪儀に立ち合わせていただきました。結構長時間で、式の始まる1時間半前に会場入りしましたが、蒸し暑い最中でありましたので、アフリカの大使かと思いますが、担架で運ばれるということもございましたし、そういうハプニングのある中で桂宮宜仁殿下の薨去の報に接したということが議会中にございました。

○ 北陸新幹線の金沢開業について

北陸新幹線の金沢開業であります。我々も政権が一時民主党に変わった当時以前は新幹線フル規格での大阪までの延伸として要望していたのですが、途中でフリーゲージという話が出てきましたが、今また政権の対応が変わりまして、フリーゲージ対応についてはこの期間では期間短縮すると厳しいものがあり、見直しがされているということは県としてもよいことではないかなと思っております。ぜひとも敦賀までのフル規格、それ以西についてはこれからの検討課題となってくるのではないかなと思っております。一日も早い敦賀までの整備計画を立ち上げていただくこと、まあ、国の方では1年という話がありますけれど、我々や福井県の思いとしては、3年くらいは短縮していただきたいという思いがございます。福井県の笹岡県議会議長とお話をさせてもらっておりますが、「石川県の議会の皆さん方には、敦賀開業についてはしっかりとご支援いただきたいが、敦賀以西については少しトーンダウンしていただいた方が我々としても動きやすい。」といったお言葉もいただいておりますので、そこはある程度配慮しながら、やはり大阪まで繋いではじめての代替機能を持った北陸新幹線であろうと思っております。これには、北陸圏各県が連携していくことが大事なことだろうと思っております。

富山の高平議長さんは、また話題は新幹線に絡め合わせながらも、富山空港について非常に危惧されております。新幹線が2時間以内で富山に来るということで、「富山羽田便は劇的に乗客が減少するだろうから、今後はもう少し石川県ともしっかりと丁寧にお互い議論させていただけないか。」という申し入れもありますし、新幹線開業に絡め合わせでの空港の広域圏といいますか、北陸圏としての連携が非常に大事なことになると思っております。

それから、長野県の風間議長さんともいろいろお話をさせていただきました。来年の4月に善光寺のご開帳があるということで、「ぜひ石川県の方も新幹線でお客さんとして来ていただきたい。」とのことでありました。ところが、ちょうど我々来年の4月といえば選挙の最中でありまして、重なりますけれども、「長野へぜひ来ていただいて、我々長野県も石川県をぜひ訪れたい。」というお話がございました。

中部圏全体としても、飛行場のこともありますし、愛知県の三浦議長さんともいろいろ懇談をさせていただきました。セントレア中部国際空港は最近非常に海外からのお客さんが多いということで、単に愛知だけでなく、中部縦貫道、昇龍道という形での一つの道筋ができていているということから、セントレアを通じて北陸圏に入るお客さんが近年非常に増加しており、「愛知と北陸が回遊性についてもお互いに連携しよう。」というお話もいただいております。

岐阜の洞口議長さんについても、同趣旨でスーパー林道という形もありますので、「北陸圏、そしてまた岐阜との連携ということもしっかり築き上げていきたい。」という申し入れもごございます。そのへんとの連携を私も強く願っています。やはりこれからは広域で対応していかねばなりません。

我々の若い頃と比べ、空港、新幹線、高速道路の整備により、一日の行動範囲が広がってきておりますし、若い方の情報伝達もスマートフォンなどでエリアが大きくなっている中で県の行政の有り様というのは、これまでよりはもっと目線を上げていく中で広域の対応は、道州制とは少し違いますけれども、県議会についても求められてきていると思う。しっかりとそのへんの対応をしていきたいと思う。

○ 人口減少問題について

それから2040年代のショッキングな人口問題を加味しながらも、石川県でも消滅するというような自治体があるんだということでの、議会でも質問がいくつかございました。

少子化、女性の生涯出生率の課題、そんなことを県行政にしっかり申し入れしながらも、特に能登地区での人口減少、それから白山市の山麓地域についてもここ40年ほどで人口が6割ほど減少しているという現状がありますし、そのあたりの対応もやはり新幹線開業に絡み合わせながら、地方にしかない良さについてアドバルーンを上げていくことが大事ななと思っております。今後の石川県の能登や山麓がどうしたらいいのかについて、執行部に対して議会としてもしっかり申し入れもしていかなければならないと思っております。

○ 各議員の登壇について

知事選と同日に行われた補選に二人の新人議員が出られて、それから今議会に初陣となる質問戦にも立たれましたが、各々すばらしい質問をされているなと思いました。

それから、もう一つ感心したのは、予算委員会で金原議員、稲村議員が長年の県議の経験を生かし、テクニクをお持ちというか、とても上手く質問されておまして、そ

のへんは私も学ぶべきところが非常に多かったなと感心しながら聞いておりました。

○ 一般質問の人数調整及び文書質問について

意見書、請願についても慣例どおり対応されたのかなと思っておりましたが、それぞれの会派の主義主張があったのだらうと思います。

そうした中、今議会に、平成に入って2回目ということですが、文書質問がありました。一般質問については、予算特別委員会から予算常任委員会になったということで、これまで年2回の予算委員会が年4回になったことにより、非常に質問時間が長くなった分を、一般質問の人数をこれまでより減らして2日間12名というお互いの申合せで今日までやってきたようなわけです。議運で通告された方が13名おられたということで、議運で調整されました。そこで一人会派の中で調整したのですが、折り合いがつかず、その場で折り合いがつかない場合は議運の方に一任していただくということをご了解いただいた中でのあのような形になり、佐藤さんが1回お休みということになりました。

昭和に入って28年に文書で質問するという制度ができて以降のことではありますが、これまで7回、文書質問があったということです。平成に入ってから平成元年以来、26年ぶりでありました。ただ、この運用については全国でまだ6県ほどしか文書質問の形をとっていないとのことですし、石川県についてもこういう制度があるということでもありますけど、どういう形で具体的に申合せをしながら運用ルールをどうするのかという細かいことまでお互い議会で申合せができていない状況であります。

過去の事例を見ましても、今回のような多項目にわたり文書質問をされている状況ではなさそうでありまして、今回は7か8項目という多くの質問があり、それなら本会議で一般質問するより文書質問するほうがいいということになってしまう。自民党にしても若手の一期議員が多くいて、議会ルールの申合せによって調整しながら、質問したくても会派のルールの中で調整をして一般質問の順序を決めているということでもありますので、そこはあまり佐藤さんも言われると、国会のように、議員の人数からその質問の時間を割って、各会派にその人で何分間という振分けをすることになってしまう。例えば、2日間12人で各々20分ですが、今42名いますけど、議員定数が43名でありますから、おおむね5分ちょっとで、20分だと年1回しかできないことに、公平・平等のルールになりますと、そういうことになりますので、そこはお互い議会ルールとして申合せをしながら一人会派の人についてもできるだけ多くの質問の機会を与えなければならないだろうという議運の配慮もあるということをご理解いただきたい。

この制度の運用についても、議会としてももう少し検討していくことが大事になってくるのかなと思っております。今後どのような形で、そうした運用のルールを決めていくのか、副議長とも相談しながら考えていかなければならないのかなと思っております。

○ 議会の機能強化

議会の基本条例ができて、議会改革推進会議、政策調査会、そして広報広聴会議と三つあるわけですが、それぞれに機能を発揮しながら、今議会では政策調査会により「石川県歯と口腔の健康づくり条例」として、議会改革の組織としては、地酒で乾杯の条例に次いで2本目の条例案の提出となろうかと思いますが、議決をされたということでもあります。

なお、過去の携帯電話の所持についての条例は、議員提案ではありますが、議会基本条例の制定前のものでもありますので、今回の条例は正式には2本目になります。

○ ふれあい親子県議会教室

それから、議会改革の一環として、「ふれあい親子県議会教室」を今回初めて実施しようと、昨年来から先進地事例がないか全国の事案を調べたところ、静岡県議会にふれあい教室があるということで、広報広聴会議の代表の方で現地へ視察に行くなど、その運用の方法について検討されておりました。

ことしの8月19日に石川県でも、初めての取組みとして、親子の県議会教室を開講したいということです。静岡は先着順ということでもありますけれども、石川県の場合も抽選で30組程度の子どもさんと親御さんに来てもらうのですが、現在既に150組ほどの申し込みがあると聞いております。議会だよりやアンケートなどの広報により、それだけ議会に対し関心を持っていただいているのかなと思いますが、県民の皆さん方に少しでも知っていただきたく、県民の皆さんに議会は何をしているのかと言われないうちにも、また、将来の県議会議員に育っていただくためにも、開かれた県議会の運営を我々もしっかりこれからも推し進めていかなければならないと思っております。

○ 韓国・全羅北道議会との友好交流について

その他ということですが、知事のほうも来週からタイ、シンガポールへ行かれ、県事務所の開設と今後、東南アジアとの交流を深めるということでもありますけれども、県議会としても昨年の韓国全羅北道との友好交流に関する合意書の議会締結があり、台湾の台南市に次いで2件目になりますけれども、本年はその答礼ということで7月14、15、16日と韓国全羅北道へ訪問して、全羅北道と石川県との交流をさらに深めていきたいと思っております。

来年度は、県の歴史博物館がリニューアルし、新幹線も開業できるということで、全羅北道議会の皆さま方にも石川県にお越しいただけるようお願いをしようとい

う思いであります。

それから、日韓親善協会は議会とは直接関係ないわけですが、日韓親善協会のほうもこれまで韓国の水原（スウォン）市との交流を主に対応していたわけですが、県議会と絡み合わせながらも全羅北道との交流をさらに深めたいということで、そのへんの意思の確認も今回の訪問で、親善協会についてもシフトする形で、重点的に全羅北道との友好交流を深める、そういった訪問になれば成果が挙げられると思い、我々議員連盟を含めて14名で訪韓してまいりたいと思っております。

以上、議長として3か月余り取り組んできた所感であります。何かご質問でもあればお答えいたします。

2 質疑応答

記者

議員の質問に関する制度をこれから検討していくことが大事だと仰いましたが、これは一般質問、代表質問、文書質問に関するあり方を検討していくということですか。

吉崎議長

特に一般質問、代表質問というよりも今、二十数年ぶりで文書質問という形で、石川県議会では昭和28年にそういう対応でいきますということは決めていたわけですが、運用ルールの詳細、申合せというものがあまりできていなかった。

ただ、一般質問は本会議場でやると20分という時間制限がありながら、じゃあ文書質問でやると、のべつ幕なくどれだけでもできるかという、そのへんの制約とか制限とか、やはり議会活動でありますからそれぞれの議員の皆さん方が公平に質問をする機会を与えられるべきであると思っておりますので、文書質問についても公平な形で運用できる方法があると思っている。自民会派にも一期議員が沢山いるけれども、これは会派で調整してやっているが、例えば、一般質問できない場合に毎回そういう文書質問という形でやられては大変なことになる。執行部も大変だろうし、対応の仕方は何が公平なのか、どこを窓口にしてどうした形がよいのか、誰もが発言したいけれども、それぞれの申合せの中でやっている議会運営委員会というものもありますから、そこはもう少し整理すべきでないかなと思っています。

代表質問についても課題は残っていますが、今期はこのままということで、7名以上の会派で2会派までという申合せは、今期は動かさないということ。けれども、来期についてはどうするかという問題もある。

それから、言い忘れましたが、予算特別委員会が予算委員会として常任委員会化されたということで、決算特別委員会についても今後、常任委員会化すべきではないかとい

う声もありますので、その常任委員会化に向けての検討をしていくことも大事ではないか、議員間での議論をしていく方向で進めていくことが、議会改革にも繋がってくる。

記者

その検討というのは文書質問ですか。

吉崎議長

文書質問についての運用というルールがまだあまり定かでないものですから、できるということは規定にあるけれども、公平を期するためにはどういう運用がよいのか。きちっと整理すべきと思っている。過去の文書質問の事例をみても、1項目か2項目、多くても3項目である。そういうことの詳細について、もう少し議論をしてきちんと決めて整理すべきと思っている。

記者

今の文書質問に絡んだことなのですけれども、制度の運用について検討を加えていくということは、つまり県議会会議規則をもっと見直していくということか。

吉崎議長

県議会会議規則というよりも、こういう文書質問という制度があるのは先ほど言ったとおりであるが、その運用の詳細についてはあまり書かれていない、規定がないということで、それなら延々とどれだけでも質問ができるというのはいかななものかと。一般質問でも20分という時間制限がある中で、その範疇以内に収めるべきでないかなということ。窓口を決めて、どういう形がよいのかということとをそこで議論していただいて、私は何かルールを作るべきでないかなと思う。

記者

今回、佐藤さんが主張されていたことの一つに、一般質問のときも結構早く終わったじゃないかと、運用を工夫すれば質問できるんじゃないかという主張をなされていたと思うのですが、当然その定例会、その定例会で、人数とか実際の質問の中身によって長短はでてくると思うのですが、その根拠としている議会運営委員会の申し合わせ、これ自体の見直しまでには発展する話ではないのか。

吉崎議長

基本条例ができて改革推進会議において1年余りかけて予算特別委員会を常任委員会化した中で、各会派の代表が持ち寄られて十分審議をした上で一般質問についての2日間に6人、6人の12名という申し合わせもできたし、今まで当初議会と9月定例会しかなかった予算特別委員会が年4回の定例会でもするというのも決められたし、お

互いの申し合わせの中でルールとして決めてきているわけで、じゃあ今時間が余ったからもう一回やればよいのではないかという話とはまた別の話ではないか。会派の中で調整をしながらやっているわけで、自民としても人数からしてもう少し質問者を出せるわけだが、会派の中で調整をしながらその人数で収まるようにしている。発言時間を均等に割振ると、一人会派の場合は4定例会で1回しか質問できないことになるが、一人会派にも発言機会を与えようという議会運営委員会のルールの中で、公平に議員それぞれの立場を理解しながらやっていくということであります。

(以上)